

令和6年洞爺湖町教育委員会第2回臨時会会議録

日 時	令和6年5月13日（月） 10:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教育長 洪川 賢一 委員 吉田 聡 委員 岡本 里佳 委員 岩崎 義久 委員 来栖 由喜
欠席委員	無し
説明員	教育指導参与 山本 恵一郎 教育推進課長 細江 幸恵 社会教育課長 角田 隆志
会議録調整者	教育推進課係長 大楽 泰生
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	<b>洪川教育長</b> 開会を宣言する。（10:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	<b>洪川教育長</b> 各委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	<b>洪川教育長</b> 3/22 定例教頭会議（第2委員会室） 3/25 給食センター統合計画等に係る説明会（虻田中学校） 3/26 洞爺湖町商工会女性部文房具贈呈式（教育長室） “ 給食センター統合計画等に係る説明会（洞爺総合センター） 3/28 退職辞令交付式（教育長室） “ 胆振教育研究所会計監査事務（教育長室） 4/ 1 辞令交付式（教育長室・防災研修ホール） 4/ 2 教職員着任式（防災研修ホール） 4/ 4 洞爺湖文化団体協議会からの能登半島災害義援金（教育長室） 4/ 5 洞爺湖町合葬墓竣工式（三豊霊園） “ 縄文シティーサミット実行委員会（防災研修ホール）

- 4 / 8 春の交通安全街頭指導（虻田中学校付近交差点）
- " 虻田小学校入学式（虻田小学校体育館）
- " 虻田高校入学式（虻田高校体育館）
- 4 / 10 胆振教育研究所理事会（むろらん広域センタービル）
- " 胆振管内教育長会議（むろらん広域センタービル）
- " 胆振管内教育長協議会（むろらん広域センタービル）
- " 第10採択地区教育委員会協議会（むろらん広域センタービル）
- 4 / 12 縄文サミット事務打合せ（伊達市教育委員会）
- 4 / 15 定例校長会議（第2委員会室）
- 4 / 22 給食センター統合計画等に係る説明会（洞爺総合センター）
- 4 / 23 定例教頭会議（第2委員会室）
- " スタンダード5研修会（302会議室）
- 4 / 24 公立高等学校適正配置計画地域別検討協議会（教育長室）
- 5 / 7 定例校長会議（第2委員会室）
- 5 / 9 虻田高校での講話（虻田高校）
- 5 / 10 議会5月会議（本会議場）
- 5 / 13 教育委員会議（第2委員会室）
- " 洞爺湖町教育研究会総会・研修会（虻田中学校）

#### 渋川教育長

日程第4、報告事項。報告第9号、教育推進課所管の各種事務事業の取り組み状況について事務局よりお願いいたします。

#### 細江教育推進課長

この度4月1日付けで教育推進課長に着任いたしました細江と申します。

渋川教育長のもと、町の教育行政発展のため1つ1つの課題を前に進めていくため、尽力をつくしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、報告に入らせていただきます。2ページでございます。

報告第9号、教育推進課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。

1. 寄附についてでございます。このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

(1) 図書の寄附でございます。

町内小・中学校へ洞爺湖ロータリークラブ 会長小田原香織氏より、図書121冊をいただいております。1校3万円相当ということで、それぞれの学校で選んでございます。虻田小学校36冊、洞爺湖温泉小学校20冊、とうや小学校17冊、虻田中学校23冊、洞爺中学校25冊となっているところでございます。

(2) 文房具の寄附でございます。

これは町内小学校1年生へ、洞爺湖町商工会女性部 部長横山節子氏から水

日程第4  
【報告事項】  
・報告第9号

・報告第10号

性ペン8色入り40セットいただき、新1年生へ配付したところでございます。  
以上でございます。

#### 渋川教育長

質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《なしの声》

それでは、以上の通り報告を受けたということでご了承をお願いいたします。  
続きまして、報告第10号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について、事務局よりお願いいたします。

#### 角田社会教育課長

議案書3ページになります。報告第10号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について次のとおり報告いたします。

1. 第39回洞爺湖町ふれ合う心の文化広場の開催についてでございます。

3月10日、洞爺湖町文化団体協議会との共催により、「第39回洞爺湖町ふれ合う心の文化広場」を洞爺湖文化センターにおいて開催しました。

このたびの開催は、洞爺湖町文化団体協議会創立60周年記念事業として2部構成とし、第1部では町内外の文化団体による発表、第2部では特別講演として高橋竹山氏による津軽三味線の演奏を行いました。

会場にお越しいただいた約600名の皆様は、磨き抜かれた演奏に感嘆の声を上げながら心ゆくまで楽しんでおられました。

以上でございます。

#### 渋川教育長

ありがとうございました。それで質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《なしの声》

それでは、以上の通り報告を受けたということでご了承をお願いいたします。  
続きまして、報告第11号、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算第8号について専決処分をした旨の通知を受けたことについて事務局よりお願いいたします。

・報告第11号

#### 細江教育推進課長

4ページでございます。報告第11号、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分した旨の通知を受けたので、これを報告するものでございます。

5ページが、町長から教育長あての専決処分の通知書でございます。6ページをお開きください。歳出、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で、5,719千円の減額補正となっております。右に参りまして、24節積立金で、これは育英資金等教育振興基金積立金でありまして、ふるさと納税で最終的にいた

<p>日程第 5 【指名事項】 ・指名第 1 号</p>	<p>いた金額の確定による、専決処分ということで積み立てられたものでございます。 以上でございます。</p> <p><b>渋川教育長</b> 質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 《なしの声》 それでは、以上の通り報告を受けたということでご了承をお願いいたします。 続きまして、日程第 5、指名事項。指名第 1 号、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者の指名についてでございます。 これにつきましては、教育委員会規則会議規則の第 3 条に基づき、教育長が指名するという形になっておりますので、私の方から今年度につきましても、引き続き吉田委員にお受けいただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。 《異議なし》 それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>日程第 6 【議決事項】 ・議案第 1 4 号</p>	<p>続きまして、日程第 6、議決事項でございます。議案第 14 号、洞爺湖町学校給食センター施設の統合の見送りについて、事務局よりお願いいたします。</p> <p><b>細江教育推進課長</b> 議案第 14 号、学校給食センター施設の統合の見送りについてでございます。洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会による令和 3 年度から 2 箇年間の検討協議の提言を踏まえ、洞爺給食センターに統合することを決定し、令和 5 年度に洞爺給食センターの増改築工事の基本設計を進めたところ、増築面積及び工事費用が当初想定を大きく上回ることが判明したことから、現在の給食センターを引き続き使用し、小中学校の老朽化や他の公共施設等を含め洞爺湖町教育行政審議会に諮りながら方向性を定めていくこととした経緯について議員各位及び協議会委員に個別の説明を行いご理解いただいております、また、保護者及び町民への説明につきましては 3 月下旬から 4 月にかけて本町地区 1 回、洞爺地区 2 回の説明会においてご理解いただけたことから、令和 5 年 4 月 27 日議決議案第 6 号の議決を取り消し、洞爺湖町学校給食センター施設の統合を見送ることについての議決を求めるものでございます。 以上、ご提案いたします。</p> <p><b>渋川教育長</b> それでは、質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 《なしの声》 異議なしと認めます。議案第 14 号、洞爺湖町学校給食センター施設の統合の見送りについては原案の通り可決されました。 続きまして、議案第 15 号、洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会</p>

設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 細江教育推進課長

9 ページをご覧ください。議案第 15 号、洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会設置要綱の制定についてでございます。

洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会設置要綱を次のように定めるものでございます。第 1 条、目的でございます。虻田中学校校舎の老朽化に伴い、生徒等の安心安全な教育環境の早期の確保に向け、校舎移転に係る課題等を協議、調整するため、この地域協議会を設置して、必要な事項を固めていきたいと考えているものでございます。

第 2 条、所掌事項でございます。この協議会は、虻田中学校校舎移転に係る課題等の洗い出し並びに方針の策定を行うとともに、その他校舎移転に関し必要事項の検討を行い、その結果を教育長に報告することを所掌事項としてございます。

第 3 条、組織におきましては、協議会には委員 13 名以内をもって構成いたします。委員に学校関係者として虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校の校長、PTA 関係者として虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校の PTA 会長、虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校の学校運営協議会会長、行政関係者、その他教育委員会が定める者という中から、委嘱していきたいと考えてございます。

第 4 条、任期につきましては、委嘱した日から方針策定が終了するまでの期間。

第 5 条は、会長及び副会長に関する規定でございます。

第 6 条は会議の招集運営に関する規定を定めてございます。

第 7 条、庶務は洞爺湖町教育委員会事務局において処理するものでございます。

第 8 条、その他は委任に関する規定でございます。

附則でございます。11 ページに移りまして、この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行するものでございます。第 2 項においては、第 1 回目の会議については教育長が招集するということを定めてございます。

以上、ご提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### 渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 来栖委員

これは、いつまでとかの期間はあるんでしょうか。2 条の 1 項で方針等を策定すると言う部分で、お尻がいつぐらいまでとかは決まっているのでしょうか。

#### 渋川教育長

令和 8 年 4 月には移転したいと今のところ想定しております。ただ、審議が長引けば、その時期は先送りの形になると思うんですけども。そのことを考えると、今年度中には全て終わっていなければ、移転がなかなか難しくなってくるのかなと思っております。できれば、年内ぐらいには早めに終わらせるような形でいければと思っておりますが、ただ、やはり丁寧に扱っていかなければならない問題でもありますので、あまり急ぐといったようなことも考えておりません。

#### 岡本委員。

検討するこの協議会なんですけれども、ソフトの面を話し合うんですか。それとも、設計とかそのようなハード面も含めた協議会なんですか。

#### 細江教育推進課長

建築関係、水道設備ですとか、そういう部分についても議論をしていきたいと考えております。それで行政関係者というところで、アドバイザー的に建設課長、上下水道課長をメンバーに入れてございます。

#### 渋川教育長

おそらく、話が様々なところに飛ぶのかなと思っていましたので

#### 岡本委員

しっかりとそういう面を見ていただける方がいないと、場所が足りなかったから中止になりました、とかっていうのがとても心配だったので、そこを含めた話し合いということでお願いします。

#### 渋川教育長

はい、関係者の中にそういうメンバーを入れる。その他、教育委員会が適当と認めるもの、という中にはそれぞれの自治会の会長さん、やはり本町 5 区と、それから入江 4 区の会長さんに入っていただくのが適当ではないかなと考えていたところです。

#### 吉田委員

私も今それをお話しようと思ったんですけども、複合施設の時もその絡みで、いろいろと後になってから問題が出てきたもんですから、ぜひとも自治会絡みというか、区長さんをお願いしたいなと思います。

#### 渋川教育長

他いかがでしょうか。それでは、提案の通り承認することとしてよろしいでしょうか。

・議案第16号

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは、議案第15号、洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会設置要綱の制定については、原案の通り可決されました。

続きまして、議案第16号、洞爺湖町立学校児童生徒の家庭学習用Wi-Fi端末機器貸与要綱の制定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**細江教育推進課長**

12ページをお開きください。議案第16号、洞爺湖町立学校児童生徒家庭学習用Wi-Fi端末機器貸与要綱の制定についてでございます。洞爺湖町立学校児童生徒家庭学習用Wi-Fi端末機器貸与要綱を次のように定めるものでございます。

第1条 目的でございます。家庭学習をするためのインターネット接続環境が整備されていない児童生徒に対してWi-Fi端末機器の貸与に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条、貸与物品については、充電器含むWi-Fi端末機器でございます。

第3条の貸与対象者といたしましては、洞爺湖町立学校に在籍する児童生徒の保護者等であって、インターネットに接続する環境が家庭にない者、教育長が必要であると認めた者、となっております。

第4条、貸与期間は貸与を受けた日から当該年度の末日までとするものでございます。貸与機関は、今年度限りとするものです。

第5条、貸与台数といたしましては、同居する児童生徒に対し1台と定めてございます。

第6条 管理といたしましては、貸与状況を常に明らかにするため洞爺湖町立学校児童生徒家庭学習用Wi-Fi端末機器貸与簿により管理を備えるよう定めるものでございます。

第7条 貸与料は第1項で通信機器の貸与は無償、第2項では通信契約は委員会で払い、契約料、通信料その他通信機器の利用に要する費用は、委員会の負担とする。と定めてございます。

第8条 第1項で保護者等は、申請書及び承諾書を委員会に提出し、第2項で教育長は、前項の申請書の内容を審査し、貸与の可否を決定のうえ、決定・却下通知書により、申請者に通知するものとしてございます。

第9条 保護者等は貸与物品を受領した場合は、委員会へ物品受領書を提出するものとしてございます。

第10条 貸与物品の取扱いといたしまして、第1項では借受者は、貸与物品について善良な管理者の注意を持って管理するものとしてございます。第2項では、借受者は、貸与物品の使用に当たっては、(1)から(8)に掲げる行為を遵守することとし、第3項では、借受者は、委員会から貸与物品の使用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従うことと定めてございます。

第11条では、貸与物品の充電に係る経費は、借受者の負担とするものと定めています。

14 ページでございます。第 12 条第 1 項においては、貸与物品を亡失したとき又は損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届を委員会に提出、第 2 項では、当該事由が借受者の故意又は重大な過失によると認められるときは、借受者が修繕費等の原状に復旧する費用を負担するものと定めているものです。

第 13 条 借受者の過失・落ち度等により洞爺湖町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うことを定めているものです。

第 14 条 貸与物品の利用による損害については、洞爺湖町として一切の責任を負わないものとする定めているものです。

第 15 条は貸与期間中に第 1 号から第 3 号に該当するときは、貸与を取り消すことができるとしてございます。第 2 項として、貸与を取り消したときは、文書で知らせるものとするとしてございます。

第 16 条では、貸与物品の返却について定めているものでございます。

第 17 条 補則といたしましては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしてございます。附則でございます。この訓令は、令和 6 年 5 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### 渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 岩崎委員

5 条で、同居する児童生徒に対し 1 台っていうのは、1 人 1 台という認識でしょうか。

#### 細江教育推進課長

兄弟がいる場合は、一つの世帯に対して 1 台ということで考えております。

#### 岩崎委員

もう 1 個、ちょっと細かい話なんですけど、この Wi-Fi 機器が家にない子が貸与するということにあたって、学習以外の目的での接続っていうのもやはり普通に考えられるとは思うんですね。実際端末って、今うちの子であれば Chromebook を持って帰ってきて家庭学習に使ってるっていうことで、端末の接続制限だとか、そういうのもやるような方向ですか。あと、ギガ数、言ってみれば学習にはそんなに使わないわけじゃないですか。そういう学習以外での使用を制限する、何かそういった仕組みっていうのは考えてらっしゃるのでしょうか。

#### 細江教育推進課長

ギガ数についてはある程度使える範囲内とか、最低限のギガ数で契約していることは考えております。

#### 岩崎委員

では、もし学習以外に使ったのがばれたらこういう罰則があるよっていうのは特に無いという事でしょうか。

#### 細江教育推進課長

そうですね、そこを厳重に説明をして、ご理解いただいて利用していただく、ということになってございます。

#### 渋川教育長

おそらく、運用の中で子どもたちですから、いろんなサイトを見たりとか、そういうことは当然出てくると思うんですよね。ですけども、その辺のところは指導の範囲の中で、あまりひどくなればまた考えなきゃならないですけども、通常子どもたちが、このぐらいは考えられるよねっていうような範囲であれば、ログを調べればすぐわかりますけども、その辺のところは、ある程度寛容に見ていかなきゃならない部分もあるかなと。

それと、これは1年限りということで考えております。翌年度からはご家庭で何とか契約をしていただきたいということで促していく、というような意味での助走期間というふうに捉えていただけたらと思っております。

#### 来栖委員

応募数は、たくさんのお家庭があるんですかね。

#### 細江教育推進課長

今受付を開始しておりまして、5名の方から申請を受けている状況です。予算としては中学校費3名、小学校費3名ということで、全体で6名分の予算を確保している状況にあります。

#### 来栖委員

16条のところの「速やか」に返却しなければならない、っていう部分があると思うんですけど。これは私達の仕事でもそうなんですけど、「速やか」っていう言葉は逃げになるんですよね。だから、ある程度、1週間以内とかの方がいいのかなっていう気もしますけれどもね。

#### 細江教育推進課長

その件に関しましては、申請が上がってきた状況や返却に対する申請を上げて、教育委員会に届くまでの期間とかもあるので、1週間とか期限を区切らない形で進めさせていただければと思います。

#### 来栖委員

はい、わかりました。

・議案第 17 号

#### 渋川教育長

他いかがでしょうか。それでは、提案の通り承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは、議案第 16 号、洞爺湖町立学校児童生徒家庭学習用 Wi-Fi 端末機器対応要綱の制定については原案の通り可決されました。

それでは続きまして、議案第 17 号、洞爺湖町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部改正について事務局より説明をお願いいたします。

#### 細江教育推進課長

21 ページをご覧ください。議案第 17 号、洞爺湖町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部改正についてでございます。洞爺湖町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。

内容といたしましては、22 ページの新旧対照表でご説明致します。

こちらの専門部員の充て職の中に、これまで健康福祉センター健康指導係担当というような文言が入っていたのを、健康福祉課健康推進係担当に改めるものでございます。

以上、ご提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### 渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

これは機構改革に基づいてという形になるかというふうに思います。

それでは、提案の通り承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは、議案第 17 号、洞爺湖町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部改正については、原案の通り可決されました。

・議案第 18 号

続きまして議案第 18 号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部改正について事務局より説明をお願いいたします。

#### 細江教育推進課長

23 ページでございます。議案第 18 号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部改正についてでございます。

洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。内容といたしましては、本日お配りしております議案説明資料 1 ページ目の一部改正概要により説明申し上げたいと思います。また、議案書 25 ページの新旧対照表も合わせてご覧いただければと思います。この要綱に関しましては、昨年 3 月第 2 回定例会において全部改正を行っております。

まず、今回の改正の趣旨と内容についてでございます。生徒が公共交通機関等の定期乗車券を購入せずに公共交通機関や自家用車等を利用して通学している

場合の、当該生徒の保護者に対する助成金額を令和 5 年度の運用状況から、バスカード・切符・回数券等の定期購入券以外の取り扱い及び自家用車等による送迎の場合の取り扱いを追加した改正となっております。議案書に戻っていただきまして、附則でございます。この訓令は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。以上、ご提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### 渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

#### 岡本委員

自家用車の送迎等に関する設定は、元々あったのでしょうか。

#### 細江教育推進課長

はい、ございました。1 キロ当たりの単価が明記されてなかったものですから、そちらを町の基準に合わせて 37 円ということで定めたものでございます。

#### 岡本委員

はい、わかりました。

#### 渋川教育長

それでは、提案の通り承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは議案第 18 号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の一部改正については、原案の通り可決されました。

続きまして議案第 19 号、洞爺湖町立学校に係る部活動方針の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

#### 細江教育推進課長

議案第 19 号、洞爺湖町立学校に係る部活動方針の一部改正についてでございます。

洞爺湖町立学校に係る部活動方針の一部改正の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。内容といたしましては、本日お配りしております議案説明資料 2 ページ目の一部改正概要により説明申し上げたいと思います。また、議案書 40 ページの新旧対照表も合わせてご覧いただければと思います。

今回の改正理由についてでございます。改正理由といたしましては、国のガイドライン及び北海道の方針を参考に、町立学校に係る部活動方針を策定しており、この度の北海道の方針の一部改正に伴い、一部改正するものです。また、改正の趣旨といたしましては、昨年度は北海道全域に熱中症警戒アラートが発表

されるなど、暑さを理由とした臨時休業等が初めて行われるなど、これまで例のない対応が求められており、児童生徒の健康や生命を守る体制の整備に万全を期す必要があることから、部活動を原則実施しないこととする暑熱環境の基準を改めるものです。

改正内容といたしましては、活動時間の設定中、これまで気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた該当地域・時間帯を、活動場所で測定した暑さ指数が31度以上の場合に改め、令和6年4月1日から施行することについての議決を求めるものでございます。また、27ページから39ページまでは、洞爺湖町立学校に係る部活動方針について内容を改めた形で整理してございます。後ほど、参照下さい。変更いたしました箇所は、35ページとなっております。

以上、ご提案いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### 渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### 岩崎委員

WBGT っていうのはちょっと僕も知らなくて、ちょっと Google で調べたんですけど、これ、あくまで指数だと思うんですよね。なので31度以上っていう表現が多分、適当じゃないと思うんですよ。多分この指数って輻射熱とか、そういうのを含めた指数であって、基本はその中の一つの項目でしかないはずなんですよ。だから、この改正の「31度以上」になったら全部やめちゃうのかっていう話にもなっちゃいそうな気がします。

#### 細江教育推進課長

WBGT の指数は「31℃」ということで表現するようなものになっております。気温が31度以上になったらやめましょうという話ではなく、その指数が31度ということです。

#### 渋川教育長

「℃」と言ったらいわゆる華氏と摂氏の部分ですので、確かに混乱しそうですね。

#### 岡本委員

ちょっと外れるかもしれないんですけど、学校現場はわかりましたが、虻田体育館とかにも指数計は置くんですか。

#### 角田社会教育課長

はい、あります。

### 岡本委員

そういうのを目安に、これ以上は活動しないでください、とかの助言をするんですね。

わかりました。

### 細江教育推進課長

今ご指摘のあった件に関しましては、運用上学校に通知する際に、その辺も詳しく説明した上で通知をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

### 渋川教育長

ちなみに委員会としては、各学校の方でマニュアルを作ってくれていますので、それを集めて全町民向けに、こういう形でうちの町では取り扱います、ということ全部流す予定でおります。あとは、部活動の各活動場所での指数っていう話ですから、足りないものについては委員会で買って、それぞれの学校に配布して、それぞれの活動場所の指数を調べてもらうということを考えているところです。社会教育施設の方も同じですね。

皆様から見て、教育関連施設でここは置いといた方がいいんじゃない、っていうようなことがありましたら、教えていただけたらなと思いますので、お願いいたします。

### 岡本委員

あと一つですが、体操クラブで使ってるんですけども、去年だと警戒アラートってニュースとかでやるので、それをもとに、今日できないねとかわかったんですけど、この指数っていうのは結局その場じゃないとわからないですよ。やっぱりその都度、学校に連絡して聞いてとなると、午後4時からの活動なんで、親御さんへの連絡があるので。

警戒アラートが出るときには、前日からおやすみ連絡をしてたんですよ。WBGT指数が明日は31℃になりますよって、この警戒アラートみたいに出てくれたらわかりやすいんですけど。一応学校に準じて子どもたちの活動をやっていこうと思うんですけど、その直前の判断が難しいです。

### 渋川教育長

そうですね、国で出すのは熱中症警戒アラートと、あと今回新しく出てきた部分は出すと思うんですけど、それぞれの活動場所ですべて条件が異なってくるので、例えば中学校だったら吹奏楽をやる音楽室はどうなのとか、体育館はどうなのとかって、それぞれの場所に設置していこうという考え方もありますから、なかなか一律となると難しいところは正直あるかなとは思っていますよ。

### 来栖委員

それは指導者の方が今日はこの場所がすごく暑いからやめます、ってことを学校長に連絡して、学校長からその部員に伝えていただいで中止しかないんじゃないでしょうかね。

### 岡本委員

緊急の場合はそのように対応してますけど、バスの関係もあるので、できるだけ早い時間に連絡しないとバスに迷惑をかけちゃうので、やっぱり前日。最低でも親御さんがお迎えに来るとか来ないとかあるので、子どもたちがそのまま歩いて帰れる場所だったらいいんですけど、高台のお子さんもいるので、いろんな対応が不備になって、お迎えに来れないとかっていうことになって、バスに乗れないってことになったら困るので、やっぱり前日までの対応と考えてるんです。そのときに目安となるものが何か欲しいなって思ったときに、気象庁の警戒アラートで判断して行った方がいいのかなと思います。

あと、屋外とかってどうなんですか。例えば外の活動とかってというのは。

### 角田社会教育課長

熱中症警戒アラートです。我々は草刈りとかします。そういったときには、熱中症警戒アラートがどうなっているのかを地域別で見れるので、それをチェックして作業を決めるような感じです。ですからそれに準じた形で、屋外の運動についてもやればいいのかなどというふうには思っています。

### 渋川教育長

学校も持ち運びできる測定器があるので、それを使ってその場所で計ってやったりしています。

その他、いかがでしょうか。

それでは、提案の通り承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。それでは、議案第 19 号、洞爺湖町立学校に係る部活動方針の一部改正については原案の通り可決されました。

続きまして、日程第 7、その他でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

### 吉田委員

数日前の室蘭民報紙に部活動の地域移行について、相当大きな記事が出てたんですけども、前回の教育委員会議の後には何か当町でも動きがあったら教えていただきたいなと思います。

### 角田社会教育課長

3月の会議で要綱を決めました、検討委員会の人選を進めているところなんで

日程第 7

【その他】

すけれども、まだそこで止まっている状況ですので、検討委員会を早くに始めていきたいなというところです。

**吉田委員**

新聞記事では、相当登別市が進んでいるというように書いてあったものからです。

わかりました。

**渋川教育長**

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

《なしの声》

事務局からありますか。

《なしの声》

それでは、以上をもちまして洞爺湖町教育委員会令和6年第2回臨時会は終了させていただきます。

11:20閉会

日程第8

【閉会】